

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第 11 号

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を改正する規則

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とする。

第1条中「京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（京都駅八条口タクシー待機場に入場させることができる旅客自動車）

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場等条例（以下「条例」という。）別表第2 京都駅八条口タクシー待機場の項に規定する市長が定める車種区分は、普通車とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（都市計画局歩くまち京都推進室）